

# 建築基準法の道路判定依頼書

道路種別（法第42条第1項第3号、法第42条第2項、建築基準法の道路ではない）の判定を依頼します。この依頼書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

奈良県中和土木事務所長 殿

令和 年 月 日

依頼者 住 所

社名（事務所名）

氏 名

TEL

FAX

## 1. 建築場所

地名地番

用途地域

市街化区域（ 地域） ・ 市街化調整区域

## 2. 判定対象の道

判定対象の道

建築場所の（ ）側の道、（ ）側の道

権利関係

市町村道（ 号線） ・ 市町村所有地 ・ 里道 ・ 私道 ・ （ ）

現況幅員

（ ）m～（ ）m、（ ）m～（ ）m

基準時

昭和 年 月 日（裏面の＜基準時＞参照）

## 3. 都市計画法、建築基準法の過去の許認可履歴

（有 ・ 無） 有の場合、許認可の名称、日付、番号を記入

## 中和土木事務所 記入欄

受 付 印

法42-1-3・2項道路・建築基準法の道路ではない

依頼者・代理者への回答日 令和 年 月 日

住宅地図 P

※裏面の資料等を添付し、奈良県中和土木事務所建築課に1部提出してください。

## 建築基準法の道路判定依頼書の添付資料等一覧表

基準時			
桜井市	昭和25年11月23日	戒重・桜井・忍阪・川合・粟殿・外山・谷・赤尾・阿部・河西・浅古・上之宮・下	
	昭和34年12月24日	小夫・小夫嵩方・三谷・修理枝・笠・中谷・芹井・瀧倉・白木・白河・和田・萱森・新屋敷・脇本・黒崎・出雲・初瀬・吉隠・西之宮・東新堂・慈恩寺・朝倉台・竜谷・狛・大福・吉備・岩坂・橋本・下り尾・栗原・池之内・生田・倉橋・山田・高田・今井谷・横柿・下居・北音羽・高家・北山・多武峰・百市・南音羽・西口・八井内・針道・飯盛塚・鹿路	
	昭和39年2月10日	江包・大豆越・太田・草川・辻・東田・豊前・豊田・巻野内・穴師・大西・大泉・箸中・茅原・芝・上之庄・三輪・金屋	
田原本町	昭和36年8月12日	全域	
川西町	昭和41年10月11日	全域	
三宅町	昭和45年12月28日	全域	
高取町	昭和42年3月31日	全域	
明日香村	昭和41年10月11日	全域	
宇陀市	榛原	昭和25年11月23日	安田・笠間・赤瀬・額井・戒場・萩原・福地・長峰・山辺三・雨師・篠楽・下井足・足立・上井足
		昭和34年12月24日	柳・角柄
		昭和45年12月24日	檜牧・荷坂・自明・高井・赤埴・福西・池上・高塚・栗谷・山路・八滝・諸木野・比布・石田・大貝・沢・内牧・母里・三宮寺
	菟田野	昭和25年11月23日	見田・平井・大澤・大神・別所・松井・岩崎・古市場・東郷
		昭和45年12月28日	入谷・下芳野・稲戸・駒帰・上芳野・岩端・佐倉・宇賀志
	大宇陀	昭和25年11月23日	全域
吉野町	昭和42年1月19日	全域	
大淀町	昭和25年11月23日	全域	
下市町	昭和25年11月23日	全域	

・基準時(判定対象の道に建築基準法の道路の規定が適用された日)における幅員と立ち並びを証する(推察する)資料から、道路種別を判定しますので、資料の提出にご協力をお願いします。

「◎」は、必ず提出してください。

「○」は、必要に応じて提出してください。

「△」は、あれば提出してください。

・資料提出により、短期間で判定することが可能な場合が多いので、ご協力をお願いします。

添付資料 にチェック	添付資料等(写し可、1部提出)		明示事項等
	○	委任状	代理人へ委任する場合
	◎	付近見取図(現況)	1/2500白地図又は住宅地図に建築場所、判定対象の道を示す
	◎	配置図(現況)	判定対象の道の現況幅員を示す
	○	配置図(基準時)	判定対象の道の基準時の幅員を示す(現況配置図と兼用可)
	○	建築計画概要書	判定対象の道に面しているもの
	◎	地籍図(公図)	建築場所、判定対象の道を示す
	◎	土地登記簿謄本	建築場所、判定対象の道を示す
	○	地積測量図	判定対象の道のもの
	◎	市町村道の境界確定書	既明示がある場合
	○	市町村道の幅員証明	市町村道の場合
	◎	里道の境界確定書	既明示がある場合
	○	河川、国有水路等の境界確定書	判定対象の道が河川区域、国有水路等で、既明示がある場合
	○	現況写真	判定対象の道を撮影したもの
	△	現況写真の撮影方向図	現況写真の撮影方向を示したもの
	△	航空写真	撮影日が基準時に近いもの
	△	スナップ写真	撮影日が基準時に近いもの
	△	都市計画図	基準時に近いもの
	△	住宅地図	基準時に近いもの
	△	その他	基準時の幅員、立ち並びを証する(推察する)資料